○地区委員会規約

(目 的)

第1条 この組合に組合員との意志の疎通を図り、連帯意識の昴揚に努め、円滑な組合事業の拡大推進に寄与するため地区委員会を設ける。併せて地区委員の地域における積極的な活動を促し、組合運営の健全な発展を期することを目的とする。

(名 称)

第2条 この委員会は、仁多郡森林組合地区委員会(以下地区委員会という。)という。

(選 任)

- 第3条 地区委員の選任は、自治会もしくは、常会単位の組合員により選出する。
 - (1) 地区委員の定数は200名以内とし地区割は地区の実情により理事会で決める。
 - (2) 地区委員の任期は3年とし再任は妨げない、又総代と兼ねることができる。

(任 務)

- 第4条 委員は第1条の目的達成のため次の事項にたずさわるものとする。
 - (1) 経営又は事業運営に建設的に反映するための組合員の意見および要望と具申、ならびに情報の提供をする。
 - (2) 組合から経営又は事業実施の方針および運営の状況等情報を受け、組合員に連絡、 通知等を行い、組合事業を助長する。
 - (3) 組合の行う事業、行事には積極的に参加し又組合員の参加を喚起し勧誘に努め、地域活動の活発な運営のリーダーとなる。
 - (4) 組合経営、事業運営には、積極的な助言を行う。
 - (5) 森林、林産行政の調査、報告事項など、地区内をとりまとめる。
 - (6) 組合の各種資料、組合広報の配布に協力する。

(組 織)

- 第5条 地区委員会の組織は、次の支部と幹事会を設ける。
 - (1) 仁多地域支部
 - (2) 横田地域支部
 - (3) 幹事会
- ② 支部には支部長および副支部長並びに幹事をおくものとする。
- ③ 幹事会には会長および副会長をおくものとする。

(機 構)

- 第6条 前条の幹事は各支部10名を、委員の互選により決定し、幹事会を構成する。
- ② 支部幹事会において支部長および副支部長を決定し、支部長は支部を統括し、支部の地区委員会において議長となるものとする。副支部長は支部長を補佐し、支部の運営を助けるものとする。

③ 会長および副会長は各支部の支部長及び副支部長の互選により選任する。会長は会務を統括し、幹事会の議長となるものとする。副会長は会長を補佐し、会の運営を助けるものとする。

(運 営)

- 第7条 組合長は必要の都度、会長と協議のうえ幹事会および支部における地区委員会を 開催するものとする。
 - (1) 会議の通知は、組合長が行い、出席委員には所定の費用弁償をするものとする。
 - (2) 幹事会は仁多地域、横田地域、交互に会場を設けるものとする。
 - (3) 地区委員会は支部毎に開催するものとする。
 - (4) 支部ならびに地区委員の活動に要する経費は管轄内の組合員の実勢等を勘案し、組合の事業計画に組まれている予算の執行をもってする。

(手 当)

第8条 地区委員には手当を支給する。支給額は均等3,500円に組合員一人当たり80円 を加算した額を支払うものとする。

尚、組合員の数は、その年度の4月1日現在の人数とし、年度内の増減は加味しない。

(記 録)

第9条 会議の記録は、会長又は支部長の指名する職員が書記となり、整備、保管は管理職位があたるものとする。

(その他)

第10条 その他、必要とする事項は組合長がこれを決めるものとする。

附則

- 1. この規約は平成3年7月30日から施行する。
- 2. この規約は、平成14年2月7日一部改正、適用は平成14年4月1日実施する。
- 3. この規約は、平成17年9月16日一部改正して実施する。
- 4. この規約は、平成20年5月14日一部改正して実施する。
- 5. この規約は、平成23年9月8日一部改正して実施する。
- 6. この規約は、平成29年3月21日一部改正して実施する。